

四国厚生支局の保険指導医（医科担当）について

厚生労働省四国厚生支局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監査等を行う保険指導医（医科担当）を募集しています。

◎主な職務内容

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。
- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

◎勤務条件等

- ・ 非常勤の職員となりますが、国家公務員法の定めるところにより、守秘義務が課されます。
- ・ 任期は、1会計年度内の期間となりますが、再任することができます。
- ・ 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分の範囲内でご相談に応じます。
- ・ 勤務日は、ご相談に応じます。
- ・ 勤務地は、医療課又は指導監査課（いずれも高松市）、徳島事務所、愛媛事務所及び高知事務所の4か所です。希望勤務地は、ご相談に応じます。

◎採用基準について

- ・ 医師の資格を有する必要があります。
- ・ 委嘱期間中に三師会の役員等に就任しない旨の同意書を提出する必要があります。
- ・ 地元医師会の役員などの一定の公職についている場合は採用できません。

◎有報酬兼業の取扱いについて

- ・ 兼業を規制する特段の規定はありません。（三師会の役員等を除く。）



◎お問い合わせ先

厚生労働省四国厚生支局管理課
087-851-9501（直通）